広島市告示第463号

令和8年10月29日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、次に掲げる指定医療機関から辞退廃止の届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松井　一實

名　　称	所　　在　　地	廃止年月日
母と子のまきクリニック	広島市南区京橋町２－２４ロイヤルエイト広島駅前　３階	令和8年10月8日
有限会社　向洋薬局	広島市南区向洋中町１－６	令和8年10月31日